

この現場で働く皆さまへ

この工事には、
世田谷区公契約条例による
1人あたり

最低額

が定められています!



ご自身の賃金が下限額を
下回っていないかご確認下さい!!



※世田谷区公契約条例では賃金の下限（最低）とすべき額を定めており、「労働報酬下限額」と呼んでいます。

労働報酬下限額一覧 (1日あたり(8時間)に換算した金額) [労働報酬下限額：令和3年3月告示]

号	職種	下限額	号	職種	下限額	号	職種	下限額
1	特殊作業員	21,000 円	18	さく岩工	26,272 円	33	型わく工	22,360 円
2	普通作業員	18,360 円	19	トンネル特殊工	24,992 円	34	大工	21,760 円
3	軽作業員	13,264 円	20	トンネル作業員	21,080 円	35	左官	23,552 円
4	造園工	18,360 円	21	トンネル世話役	28,560 円	36	配管工	19,976 円
5	法面工	23,040 円	22	橋りょう特殊工	25,840 円	37	はつり工	21,336 円
6	とび工	23,720 円	23	橋りょう塗装工	26,520 円	38	防水工	25,416 円
7	石工	23,208 円	24	橋りょう世話役	30,264 円	39	板金工	24,312 円
8	ブロック工	21,512 円	25	土木一般世話役	21,680 円	41	サッシ工	21,848 円
9	電工	21,848 円	26	高級船員	25,928 円	43	内装工	23,800 円
10	鉄筋工	23,464 円	27	普通船員	20,488 円	44	ガラス工	21,848 円
11	鉄骨工	21,848 円	28	潜水士	35,192 円	46	ダクト工	19,472 円
12	塗装工	24,824 円	29	潜水連絡員	24,824 円	47	保温工	19,296 円
13	溶接工	26,608 円	30	潜水送気員	24,232 円	49	設備機械工	19,552 円
14	運転手(特殊)	20,912 円	31	山林砂防工	22,872 円	50	交通誘導員A	13,264 円
15	運転手(一般)	17,256 円	32	軌道工	39,696 円	51	交通誘導員B	11,816 円
16	潜かん工	25,840 円	第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者(その他未熟練労働者等)			10,920 円		
17	潜かん世話役	30,432 円						
上記以外の職種								9,040 円

※表の太字部分は熟練労働者対象(熟練労働者・その他未熟練労働者等の判断は事業者と労働者との合意によります。)

※労働報酬下限額は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価を基に設定しています。

※「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため、記載しておりませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、下記担当にお問い合わせください。

○世田谷区公契約条例とは？

世田谷区と事業者が結ぶ契約(公契約)に関する基本方針を定めたもので、適正な入札手続を実施し、労働者の適正な労働条件の確保、事業者の経営環境の改善等を通じて、区民福祉の向上を図ることを目的とした条例です。

○現場の労働条件を確認するには？

世田谷区ではチェックシートにより、労働条件を確認しています。このチェックシートは事業者・労働者をはじめどなたでも区の契約担当窓口で閲覧できます。(閲覧場所：世田谷区役所第一庁舎2階20番経理課)

世田谷区公契約条例や労働報酬下限額
などの最新情報はホームページで!



世田谷区財務部経理課公契約担当
世田谷区役所第一庁舎2F ⑳番窓口
TEL03-5432-2965
FAX03-5432-3046